

# 軍政および過渡政府下における 穀物供出制について

まくら い ひろし  
桜 井 浩

## はじめに

韓国経済の中に占める農業の位置——その重要性については、いまここであらためてくわしく述べる必要もないであろう。それは、この国の総人口およそ2864万8000人中、農家人口が55%余を占めており、また国民総生産の中で農林漁業の生産額が38%に達している（いずれも1965年現在）といった、一、二の数字のうえにも現われている。

このように、農業が重要な位置を占めている国において、例年3月から6月にかけてのいわゆる「春窮期」には、数百万人にのぼる「絶糧農民」が現われ、今年も3月上旬すでにこのような農民が190万人にも達していると報道されている。これらの農民は、草根木皮をあさって飢えをしのぐ以外には、自らの力でこの時期を切り抜けてゆく術をもっていない人々である。

このような現象は、今日この国の農業——あるいは経済全体でもあるのだが——がかかえているさまざまな問題を集中的に表現するものであり、その一形態といってよいであろう。それゆえ、このような現象を生みだしてくる農業の問題点に迫るには、多くの側面からないうるし、また現在まで行なわれてきている。そうした過去の研究において、1950年当時実施された農地改革の不徹底性とそのうえに形成された広範な零細経営、アメリカ

余剰農産物の過度の導入による国内農業の圧迫などが、基本的な問題点として指摘されてきた。

これらの指摘は、たしかに重要な点であろうが、解放後20余年、朝鮮戦争以後をとってみても14年になろうとしている今日、なぜ「絶糧農民」まで出さざるをえない状態が続いているのか、あるいはまた、余剰農産物についてみても、国内農業圧迫のメカニズムはいかなるものかなど、すでに指摘された問題点についてみても、なお究明さるべき多くの問題があるといわねばならない。

ここでは、こうした多くの問題をもつ韓国農業へのアプローチとして、従来とりあげられることの少なかった、農産物市場と農民との関係を検討してみたいと思う。この場合農産物市場の意味を広く解釈し、政府による買上げや供出制まで含めることとする。

また、時期的には当初は解放以後今日に至るまでを対象にしたいと考えていたが、さしあたっては解放後の数年にとどまらざるをえなかったことをあらかじめおことわりしなければならない。

解放直後の時期は、政治・経済・社会等あらゆる面において激動期であり、米穀についてみても統制撤廃——再統制——自由・管理併行へと、めまぐるしく変動してゆく時期である。それゆえ、その変動過程を明らかにしながら、その中で特にこの時期重要な意味をもったと考えられる「経済

統制法」下の米穀供出制に重点をおき、その問題を明らかにしたい。

## I 米軍政による統制撤廃と再統制

### 1. 日本の植民地統治末期における食糧統制

朝鮮における米の生産高は、1930年代の後半以降1940年代の初期まで、第2次世界大戦がはじまり、農業にもしだいに戦争の影響が及んで生産高が低下するようになるまで、年々1900万石から2000万石余に達していた。この中で、1939年だけは朝鮮が大旱魃にみまわれ、米穀生産高は1435万6000石と、その前年に比して約1000万石、過去10年間の平均に比してもおよそ450万石という大幅な減収となった。これを契機として、朝鮮ではしだいに食糧統制が強化されることとなった。

もちろんこれは一つの契機にすぎず、この背景には、1937年にはじまる中日戦争から、第2次世界大戦へと進んでいった日本軍国主義の戦争拡大政策と、それに伴う食糧確保という問題があったことはいうまでもない。

1939年には、日本の国内においても「米穀配給統制法」が制定され、米穀の最高販売価格が規制されたのに続いて、以後しだいに統制が強化されていくが、朝鮮においては同年食糧統制機構として中央には「朝鮮米穀市場株式会社」が、また各道には「道食糧配給組合」がそれぞれ設立され、配給制が実施される一方、米穀取引所は廃止された。

朝鮮総督府は、米穀収集計画を立案し、それに基づいて道食糧配給組合が農会・金融組合等農村の経済団体を通じて米穀を買い上げ、府・郡の配給組合を通じて消費者に配給するという方式がとられた。また、朝鮮米穀市場株式会社は、朝鮮内における米穀の他道への搬出、日本への輸出と外国からの雑穀の導入を担当していた。

しかし、これらの機構では、米穀の収集を一元化できなかったこと、中央の機構と道の道糧穀株式会社（1942年道食糧配給組合を改編したもの）とが別個の法人となっていたため、総督府の意図どおりに食糧管理を効果的に行なうことができなかったことなどの問題があった。

そのため、総督府は上記2団体を解散させるとともに、その権利・義務を継承する新たな食糧統制機構「朝鮮食糧営団」を設立した（1943年10月）。これは、資本金3000万円中1000万円を総督府が出資した特殊法人で、そのおもな事業は主要食糧の買入れおよび売渡し、政府の指定する食糧の貯蔵・加工等であった。

これによって総督府は、生産者や地主からの穀物収集および消費者への分配、輸出米・軍用米の確保などすべての食糧を一元的に管理する体制を確立した。しかし、この体制においても末端に至るまで営団組織がつくられたわけではなく、収集面においては農会・金融組合などが利用され、配給の面では配給組合を組織してその業務を行なわせていた。

このように強化されてきた食糧統制のもとで、朝鮮人の米穀消費量は、日本の敗戦に至るまで年々減少傾向をたどり、また、こうした統制は精神的にも朝鮮人に大きな圧迫感を与えるものとなっていた<sup>(注1)</sup>

### 2. 食糧統制の撤廃と再統制

日本の敗戦に伴い、朝鮮の北緯38度線以南はアメリカ軍が日本軍隊の武装解除を行なった。しかし、それだけにとどまらず、アメリカ軍はこの地域を占領し、軍政を実施することを明らかにした太平洋アメリカ陸軍最高指令官マーカット大将名義の「朝鮮に関する布告第1号」（1945年9月7日付）を発表した。



9月9日には、アメリカ軍がソウルに進駐し、まもなく初代軍政長官としてアーノルド少将が任命され、また中央官庁の各局長にも佐官級のアメリカ軍人が任命されて軍政が発足した。この間、朝鮮人自身の手によって人民委員会、建国準備委員会などが結成され、建国の準備が進められていたが、これらの組織は否定され、弾圧されるようになった。

こうして出発した軍政は、約1カ月後の10月5日、その最初の布告として「米穀の自由市場」（軍政庁布告第1号）を公布し、上述した朝鮮総督府による米穀統制をいっさい撤廃することを明らかにした。そのおもな内容は次のとおりである。

(1) 米穀の自由市場制を実施するため、それを禁止、あるいは制限する一切の法律および法律的効力を有する諸規則はすべて廃止する。

(2) 日本国籍をもつ個人の所有する米、あるいは日本国籍をもつ個人または直接、間接に日本政府の支配下にあった会社・連合会・団体・信託会社その他の団体の所有する米穀、あるいはこれらの一部または全部と利害関係をもつものの米穀は「朝鮮生活必需品会社」（朝鮮食糧営団の後身）に所定の価格で、所定期間内に売り渡すこと。

(3) 引渡し時まで米穀の所有者は損失なく保管し、また保管料を請求しないこと。

(4) 軍政庁は米穀のいかなる所有者からも正租54キログラム入1呎につき32ウォンで購入する用意がある。

(5) 1週間以上の先物取引を禁止する。

これによって、約6年にわたったきびしい米穀統制が一挙に撤廃された。この措置は、たしかに長期にわたって政治・経済的圧制下でなやまされてきた人々の欲求充足と民心を收拾するといった心理的な面での効果<sup>(注2)</sup>は大きかったであろう

が、一方では米穀市場の混乱を招来し、また、米穀買入価格にしても米価が最低になった時期に決められているため、その後の実勢から著しくかけはなれるものとなったし、生産費を償うこともできないものであった<sup>(注3)</sup>。

このような自由化政策は、その後タバコ・塩・アヘン・人蔘・砂糖および薬品類を除くすべての生活必需品物資についても実施されたが(10月20日付布告第2号「自由市場設置に関する件」)、その一方で、軍政庁は11月中旬早くも「米穀の需要が危急の状態にあること」を認め、一般布告第1号を改正して、米穀の最高小売価格を定めたのをはじめ、石油生産物などいくつかの物資について再統制を実施しなければならなかった。

1945年には米穀収穫高が2600万石(38度線以南では1800万石)と予想されたほど豊作だったこともあり、一般の物価とは逆に8月以降低下の傾向にあった。しかし、解放以後は酒造、造餅、製飴等で消費が増加したこと、海外からの帰国者や北朝鮮からの移住者などによって人口が急激に増加しつつあったこと、また自由市場設置に伴う米穀商人の簇出とかれらによる買占め、売り惜しみ、さらに以前の供出制によって朝鮮人の手に残されていた米穀が少なかったことなどの理由により、10月を最低として米価はしだいに騰貴しはじめ、12月にはいると、解放前の闇価格といわれる1斗当たり150ウォンにまで達した。

軍政庁は12月11日「食糧委員会」を組織し、食糧問題解決のため、農村からの米の放出を促進し、買占め商人を調査して厳罰に処す旨発表した。また年内に米穀200万石を確保し、白米の最高小売価格を1斗当たり128ウォンとすること、米穀を販売する農家には、物品購入券を交付することなどの対策を相ついで発表した。1946年1月9日に

は、ソウル市長と軍政庁農商務局長が共同で、南朝鮮の大地主50名を招集し、かれらが小作人から受け取った米穀をすべて生活必需品営団に引き渡すという取決めを行なった。

このような対策もさしたる効果がなく、都市の食糧危機は深まる一方であった。そのため1946年1月25日、軍政庁は「広範な飢餓、栄養不足、疾病、民心不安を除去する」(米軍政庁法令第45号「米穀収集令」という目的で、米穀収集にのりだし、翌2月25日には米穀の自由販売を禁止し、配給制を実施することを明らかにした。こうしておよそ4カ月にわたった米穀の「自由市場」制に終止符がうたれた。

1月25日公布された「米穀収集令」によれば、(1) 毎戸1人当たり4斗5升までの白米または玄米を所有することができ、それを超過する分は政府の命令によって府尹、邑・面長を通じて政府に譲渡しなければならないこと、そのため、(2) 府尹、邑・面長は各農家の1945年産米穀その他の穀物の数量、各府、邑、面の世帯数および常住人口、各個人または家族が所有する白米・玄米・その他の穀物の数量および位置、次期耕作に必要な種子量等を調査し、所属の地方軍政長官に報告すべきことが規定されている。

続いて軍政庁は1月末、次のような推計を行なって米穀収集計画を作成した。

- (1) 1945年南朝鮮米穀収穫高 1701万8000石
- (2) 既消費量(1945年11月~46年1月) 648万9000石(総人口1763万6000人、1人1日4合消費)
- (3) 2月1日現在米穀在庫量 1052万9000石
- (4) 2月以降消費量 524万4000石(農家人口1165万1000人、1人1日3合消費)
- (5) 農家剰余量=収集可能量 528万5000石
- (6) 非農家消費量 408万1000石(非農家人口598

万5000人、1人1日2.5合消費)

- (7) 純剰余量 120万4000石
- (8) 種子充当量 35万石
- (9) 翌年への繰越可能量 85万4000石

この収集計画にみられるとおり、軍政庁は528万5000石の米穀を収集できると考えていた。しかし、実際の収集過程においてはこの計画が大きいくずれ、米穀収集は進まなかった。そのため、たびたび知事会議等を招集して収集対策を協議し、3月28日にはついに「収集非常措置」と称して米穀の「不正所有者」を摘発した者には賞金を与えるという方法までとるに至った。

だが、収集できたのは結局68万1000石にすぎず、収集計画の12.4%という結果に終わった。しかもこの中には、当初予定していなかった日本人の小作米10万石および旧日本軍からの押収米も含まれていた。

上記の計画は、日本の総督府治下における供出計画が非農家、軍用米を優先的に計上したのに対し、農家の消費量を優先させており、農民にとってより有利なものとして評価されている<sup>(註4)</sup>。しかし、収集計画における収穫予想高が1701万8000石から後には1284万9000石へと400万石余にのぼる修正を行なっていることにも現われているように、全体に机上の空論的性格をもっていること、買上げ価格が生産価格にも達しない低廉なものであり、それを補うために綿布・ゴム靴・マッチ等の生活必需品を供給することになっていたが、「輸送中の事故続出」によって農家の手中に達しなかったこと、さらに、農家人口1165万1000人、1人1日3合消費の計算によれば、農家は6月末までの米穀しか保有できないことなど多くの問題をもっていた。

収集計画が全く失敗に帰したということは、収集をはじめたのが翌年の2月からであり、収集の



時期がおくれたということも影響したであろうが(注5)、それは大きな原因ではなく、前述のようないくつかの重要な問題点をもつ計画であったため、農民の協力が得られなかったということにこそ原因があり、それは一方的な収集計画をつくって強引に農民に押しつけてゆくというやり方から生じたものである。したがって、南朝鮮農民に対する軍政庁のあり方そのものに真の原因があることを示しているといえよう。

このような米穀収集計画の失敗に伴う食糧問題や、1945年8月から1946年5月までの期間に6.5倍にも達した物価騰貴による生活難を切り抜けるため、軍政庁は全面的な経済統制を実施せざるをえず、1946年5月「経済統制法」を公布した。

この法律により、(1)経済統制の中核機関として中央経済委員会、(2)経済問題の研究と中央経済委員会への助言を行なう朝鮮経済諮問委員会、(3)消費者利益を保護する面から価格行政を担当する中央物価行政処、(4)および、人間・動物を含め、あらゆる食糧・飲料の収集を担当する機関として中央食糧行政処が設置された。ここで直接的な関連をもつのは中央食糧行政処であり、この機関は、以後南朝鮮過渡政府を経て、大韓民国の樹立に至るまで、本格的な統制経済下において、食糧の収集・分配の分野で重要な役割を果たした。それゆえ、以下においては、中央食糧行政処およびそれを中心に実施された穀物供出問題を考察する。

(注1) 日本の植民地統治末期の穀物統制については、主として農業協同組合中央会『韓国農産物市場制度』(ソウル、1965年12月)によった。より詳しくは同書参照。

(注2) 前掲『韓国農産物市場制度』、15~16ページ。大韓金融組合聯合会調査部、『韓国農業年鑑』、檀紀4288年(1955年)、517ページ。

(注3) 朝鮮銀行調査部編、『朝鮮経済年報』、1948

年版、I-242ページ参照。

(注4) 上掲『朝鮮経済年報』、1948年版、I-242ページ。

(注5) 前掲『韓国農産物市場制度』、19ページ。

## II 「経済統制法」下の穀物収集

### 1. 解放直後の南朝鮮農民

上述した経過によって、1946年5月以降本格的な供出制が実施されるようになった。いまそれを検討するまえに、当時の南朝鮮農民がどのような状態にあったかをみておかなければならない。

南朝鮮は、長期の植民地統治から一応解放されたとはいえ、代わって権力を握ったアメリカ軍政庁が、旧植民地時代の統治機構や法律あるいは役人なども、多くの場合そのまま温存する方針をとり、下からの組織は弾圧し、日本の植民地統治に対する協力者・地主等の勢力と協調する政策をとった。そのため、一時沈滞していたこれらの勢力が力を強め、重要な地位につくようになった(注6)。こうした状況のもとでは、過酷な小作条件のもとで苦んできた農民も急速に解放されることはできなかった。

いま、1945年末現在の自作・小作別農家戸数をみると、南朝鮮における総農家数206万5000戸中、小作農は100万4000戸で約50%になり、小自作・小作まで含めると172万2000戸と83%に達し、自作農は28万7000戸でわずか17%にすぎなかった。

また経営規模別にみると、5反未満の農家が約67万7000戸で32%、1町歩以下の農家は134万8000戸で65%にも達し、そのうち50%以上が純然たる小作農家であった(別表参照)。しかも、当時の反当米穀収穫高は1.2石程度であったから、その零細性ははなはだしかった。

同じ年の土地所有状況をみると、総耕地面積232

自小作別・耕地面積別農家戸数 (1945年末)

	10町以上	5～10町	3～5町	2～3町	1～2町	0.5～1町	0.5町未満	不耕作農家	合計
自作	75	936	7,231	23,048	64,079	92,543	98,912	—	286,824
自小作	49	1,188	8,653	30,534	87,433	111,653	100,323	—	339,834
小自作	45	1,089	8,198	30,583	94,402	126,768	116,591	—	377,676
小作	73	2,186	17,349	70,406	213,529	340,222	360,979	—	1,004,744
合計	242	5,399	41,431	154,571	459,443	671,186	676,805	56,400	2,065,478

(出所) 朝鮮銀行調査部編、『朝鮮経済年報』, 1948年版, I-31ページ。

万町歩のうち、小作地が147万町歩で約70%を占めていた。このうち23万町歩は旧日本人所有地で「新韓公社」<sup>(註7)</sup>が所有していた。したがって、朝鮮人地主の所有地は124万町歩となり、そのうち5町歩以上を所有するおよそ5万戸の地主が57万町歩の土地をもっていた。すなわち、総農家戸数の2.4%の地主が、耕地のおよそ25%を所有していたわけである。自作地は85万町歩で総耕地面積の30%にすぎず、そのうえ100万戸という多数の農家(自作兼小作農家を含む)に分散されていた。

以上で明らかとなり、当時の南朝鮮の農村では地主—小作関係が支配的な生産関係であり、かつその経営規模が極度に零細な農家が多いという特徴をもっていた。こうした状態は、いうまでもなく、日本の植民地支配によって形成されてきたものであった。北朝鮮においては、このような日本の植民地支配によって形成された地主—小作関係は、1946年3月の土地改革によって徹底的に清算された。南朝鮮においても、全国農民連盟が中心となって小作料の「三・七制」や土地改革実施の要求が強まっていた。軍政庁が北朝鮮で土地改革法を公布した直後、「中堅自作農育成」を言明せざるをえなかったことにも現われているように、北朝鮮の土地改革は、南朝鮮の農民に大きな影響を与えるものであった。

しかし、軍政庁および過渡政府は、古い生産関係を清算しようとせず、零細な小作経営をそのま

ま温存し、ただ日本の統治時代、普通、収穫高の4～6割、時には8～9割にも達した高額の小作料を軽減しようと試み、また、農民の土地改革に対する強い要求を無視できず、新韓公社の所有地を売却したにすぎなかった。

小作料に関しては、1945年10月5日「最高小作料決定の件」(法令第9号)を公布し、現行契約によって支払われる過酷な小作料および利率により、小作人は半奴隸的状态であると述べ、「朝鮮国家非常事態の存在を布告」(第1条)して次のように定めた。

従来の小作契約は、小作料が収穫高の3分の1以下である場合以外いっさい無効であり、今後においても、小作料が収穫高の3分の1を超過する小作契約は無効であること、現存小作権の有効期間中、地主は小作権を一方的に取り上げてはならないなどである。

さらに、11月10日農務部は、上記の法令の意味を明確にするとして、「小作料に関する件」を公布した。これによって、従来の小作契約が収穫高の3分の1を超過する場合には、その超過部分だけが無効であること、小作人は小作料以外に水利費の半額を負担しなければならず、その他農薬・肥料・種子・農具・農用施設・土地改良・包装資材・運搬等の代価や費用の負担、あるいは税金・会費・わらの処分等に関しては、従来とかわりなく実施されることが明らかにされた。



こうして、いわゆる小作料の「三・一制」が実施されることになったが、実際には小作料支払手続上の問題（後述）などによって、小作人の負担はほとんど軽減されなかったとみられている<sup>(注8)</sup>。

## 2. 中央食糧行政処と「規則第2号」

ささほどふれたように、1946年5月の「経済統制法」により中央食糧行政処が設置されることになった。

「経済統制法」によればこの行政処の行政官は軍政長官によって任命されることになっており、初代長官としてケロル・ヴィ・ヒルが任命された。行政官は補佐職および職員の任命、給与の決定、停職・解職を行なうなど広範かつ絶対的な権限を与えられており、行政処の遂行すべき職務として次のように定められている（経済統制法第5条）。

(1) 穀物その他の食糧の収集・移動および貯蔵の手續きを含む、人間および動物のあらゆる食糧および飲料の獲得・供給・分配および限定配給に関する提案。

(2) 食糧政策および食糧計画に関連ある朝鮮政府のすべての行政部署、代理機関および補助機関の連絡を維持し、それら機関との関係を調整すること。

(3) 食糧政策および食糧計画に関する方法を樹立し、またその方法の施行を指示すること。

このような職務を遂行するため、その政策・企画を中央経済委員会の政策・企画と一致させるという条件のもとで、軍政長官の決裁を得て法律と同等の効力をもつ「規則」を公布する権限を与えられている。

中央食糧行政処は5月28日に発足したが、翌日直ちに「規則第1号」を公布し、夏穀（小麦・大麦・ライ麦・裸麦）収集の実施を明らかにした。また8月には「米穀収集」（規則第2号）を公布し、

1946年産米穀の収集方策を定めた。この二つの規則は、収集の対象とするものが異なるだけで、共通の内容となっているので、ここでは「規則第2号」について検討する。

この「規則第2号」は、1946年12月1日から、1947年8月1日までの期間における米穀の収集を目的とするもので、(1)収集の範囲、(2)行政機関の一般職務および職能、(3)収集プログラムの準備、(4)収集の実施、(5)収集報告書の作成、(6)輸送、(7)犯罪行為、(8)処罰等の各項にわたって規定されている。

まず、収集範囲では、可能な限り最大限の米穀を収集し分配することを目標とし、そのため中央食糧行政処の行政官は収集計画の遂行に関する全般的統轄および指示の責任を負い、また各道知事は道内の計画に責任を負うこと、農会・金融組合・生活必需品管理局（1946年3月5日生活必需品営団を改組）・道食糧事務所および政府のすべての行政機関、代行機関補助機関までも含めて収集計画遂行に協力し、援助しなければならぬことを規定した。

つぎに、行政機関の職務・職能として、中央食糧行政処は、農務部から提出された生産統計に基づいて各道に米穀の収集割当てを行なうこと、米穀の移動に関する指示を行なうこと、各道知事は、府尹・郡守・島司あるいは農会・道食糧事務所の報告を基礎として道米穀収集割当量を各府郡島に割り当てることが定められた。

第3に、収集プログラム準備の項では、区・邑・面長は、1946年8月30日までに米穀収穫予想報告書を府尹・郡守または島司に提出し、府尹・郡守・島司はただちにこれを統合して道知事に提出し、道知事はそれに基づいて道収集割当量を各府・郡・島に比例配分すること、府尹・郡守・島司は

さらにそれを各区・邑・面に割り当て、区・邑・面長は管轄区域内の農家に割当量を配分することになっており、この際、収集割当量は、各農家の次年度耕作用種子および常住家族1人につき6斗までの米穀を保有することができることになっている。

供出者には、「供出証」(非流通性)が交付され、これを道食糧事務所に提示することによって、代価の支払いを受けることができるようになっていく。

第4に、米穀収集実施段階では、自作農・小作農別に規定されている。自作農の場合には、割当量を指定の収集所に引き渡し、供出証の交付を受けるのが原則であるが、場合によっては区・邑・面が直接収集を行なうことができ、その場合は、農家に支払われる穀物代金中より運搬費・労賃が控除されることになっている。

小作人の場合は、さらに地主が個人の場合と団体の場合の二つに分かれ、地主が個人のさいは、小作地に対する割当量を小作人が直接収集所に供出し、地主は現物納付等の小作契約をしていてもそれは無効となり、公定価格による代金で小作料を領収すること、その地主に対しては非農家と同一の方法で米穀の配給が行なわれることになり、また非個人地主は、小作料として受け取った全量(ただし種子用を除く)を収集所に引き渡し、その代価を公定価格で受け取るよう規定された。

以上のほか、区・邑・面から道にいたるまで、それぞれの長は毎週土曜ごとに、収集量および道食糧事務所への引渡し量にかんする報告書を作成して提出すること、米穀の輸送は政府に許可された者以外行なえないこと、また、各農家に割り当てられた収集量に属す米穀の隠匿や供出不履行などが犯罪行為として列挙されている。

以上が「規則第2号」の主要内容である。この規則では、地主も供米代金を無制限に受け取ることができるようになっているが、経済の中で米穀の占める比重が大きいうえ、はげしい物価騰貴の中にあり、それに拍車をかけるのを防ぐため、地主に渡す金額を制限して(「規則第3号」)実施された。

上記の「規則第2号」では、南朝鮮の農民を非常に単純に把握しており、そこには純粋な地主、純粋な小作農、純粋な自作農しかいないという前提に立っている。したがって、地主の米は小作農から直接政府に供出させることによって全部吸収できると考えているのであるが、このような地主のほか、手作り地主も多くいたことが考えられ、かれらもこの規則でいう地主の中にはいりこんでしまう可能性をもっている。さらに、先ほどみたとおり、小自作・自小作が広範に存在したが、これらについてもなんら規定されないまま、上から一方的な供出割当てが行なわれることになっている。

また、この供出割当てに際しても、道から府郡段階への割当ては、それぞれの収穫予想高に基づく比例配分が行なわれることになっており、道内での消費量が考慮されていないという問題があり、府郡から以下区・邑・面——里・洞——各農家へと割り当てられる段階では、その割当て方法がなんら規定されていないため、それらの段階における割当て者、すなわち地主や篤農家といった下級行政単位の支配者が、自由に割当てを行ないえたわけである。こうした中から小作人が「おれたちとはとれた米をすっかり軍政部に差し出すんです。そうすると軍政部にいる朝鮮人の書記がおれたちにその値段の半額を金融してくれる。そしてあとの半額を地主に金融してやるしくみでさあ(注9)」という事態が生じていた。ここには、小作人はその収穫物全部を供出させられたうえ、収



穫の2分の1を小作料として取り上げられている事実が語られている。

当時は、全国農民連盟が「無償没収・無償分配」の土地改革を要求して戦っており、また労働運動も大規模に行なわれていた時期だから、下層農民もある程度一方的な供出割当てなどに抵抗しうる場合もあったであろうが、基本的には地主層が地方権力の中心をなしていたし、それも下級行政単位にいくほど強かったであろうから、上記のような事態が一般的であったとみてよいであろう。

### 3. 1946年産米の収集計画とその実施

軍政庁は、1945年産米穀の収集に失敗した後、日本の植民地時代も行なわなかった「夏穀収集」を実施した。南朝鮮の麦類(夏穀)生産高は、解放前3年間の平均が867万4000石となっているが、1946年には肥料不足や洪水によって減収が予想され、農林部の見積りでは496万3000石であった。そのため、収集規則においては約200万石の収集を目標としていたが、後には28万9000石に修正された。

軍政庁は、収集に協力した農家には、生活必需品を優先的に配給すると発表したり(7月24日)、また9月20日以降は買上価格を引き下げるという方針を明らかにする(8月31日)など、「アメとムチ」で収集促進をはかり、知事会議を開いて対策を協議したが、結局収集できたのは61万9000石で、収集目標の48%にとどまった。9月19日には、軍政庁もその失敗を認めざるをえず、失敗の原因は「運輸と搗精の不円滑にある」と発表した。先にも指摘したとおり、真の原因はそうしたあれこれの事情にあったのではなく、南朝鮮における米軍政のあり方そのものにあったのである。米軍政庁は、おそらくそのことに気づけなかったであろうし、それゆえ現にあった以外に軍政のあり方が

なかったとすれば、米軍政の存在そのものが収集に失敗した原因だったといえよう。

このような状況のもとでは軍政に残されている道は、強行手段に訴える以外になく、9月24日には軍政庁はつぎの米穀収集を「強行する」と言明し、またそのとおり実行した。

まず、中央食糧行政処によって樹立された1946年産米の収集についてその収集計画をみるとつぎのとおりである。

- (1) 1946年産米収穫予想高 1189万2000石
- (2) 農家需要量 709万1000石(農家人口1171万8000人)
- (3) 種子用 35万石
- (4) 剰余量(収集可能分) 445万1000石
- (5) 収集決定量 429万5000石
- (6) 非農家配給必要量 295万1000石(非農家人口405万4000人に対し8カ月間1人1日2合5勺、4カ月間1日1合配給として)
- (7) 兼業農家への配給 100万7000石(兼業農家人口276万人に対し、12カ月間1人1日1合配給として)
- (8) 配給所要量合計 395万8000石
- (9) 次年度繰越 (5)-(8) 33万7000石

この収集計画も、先に検討した収集規則と合わせて考えると1945年産米穀の収集の場合におけると同様、全体として机上の空論的性格をもつものであり、またのちにみるとおり買上価格が低いこと、農家の保有が少ないことなどいくつかの共通の問題点がみられる。ただ異なる点は、一般にこの年の米穀収穫高は1300万石程度と予想されていたのに対し、この計画では1200万石足らずとなっており、かりに1300万石とすれば、さらに100万石余りの収集が可能となる計算であるが、それだけ収集する自信をなくしていたために、故意に少なく

計上していることである<sup>(注10)</sup>。一方で強行手段に訴えても目標を達成しようとしたことが、他方においてはそれと全く逆の形態でこの計画の中に現われたのであるが、その根源は一つであった。

つぎに買上価格をみると、これは1946年10月に決定されたが、54キログラムの粃1呎が1等600ウォン、2等580ウォン、3等550ウォンであった。1945年8月から1946年10月までの間に物価は著しく高騰しており、農家に欠くことのできない肥料の卸売価格は1913(1945年8月=100)に、また織物は1672(同)に達していたのに対し、米の買上価格は1400程度であった<sup>(注11)</sup>。

以上のように問題の多い米穀収集であったが、その結果は356万4789石と割当量の82.9%を収集した。このような収集を達成するため収集規則ではすべての政府機関に協力を義務づけ、またさきにみたとおり強行収集を言明し、「ジープ供出」を行なった。さらに1946年10月24日には「物価・糧穀統制法違反に対する刑罰規定法令」を公布しており、1947年5月1日現在、米穀収集に応じなかったとして体刑を言い渡された者367名、警察に拘留された者6339名、罰金刑を課された者1907名、その他を合わせて計8631名の受刑者を出した。目標の82.9%達成はこのようにしてはじめて可能だったのである。

このような供出制に対し、農民は1946年7月、全羅南北道で大規模な反対闘争を行なったし、また同年の「10月人民抗争」においてもその一翼をになって闘った。

#### 4. 南朝鮮過渡政府下の米穀収集

##### (1) 過渡政府の「米穀収集法」

米軍政庁は立法部門の「民主化」として、1946年2月それまでの「顧問機関」を改組して「民主議院」を設置し、さらに同年12月には「立法議院」に

改組した。一方行政部門においても、1947年2月、アメリカ軍人に代わって朝鮮人が任命されるようになり、6月には軍政庁民政部を「南朝鮮過渡政府」と改称し、19の各部責任者および各道の知事にもすべて朝鮮人を任命して軍政的色彩を弱めることにつとめていた<sup>(注12)</sup>。

1947年度産米穀供出のための「米穀収集法」は、このような過渡政府の立法議院で制定・公布されたものであった。

この法令は供出義務者、収集量の割当て、米穀収集委員会の構成および任務、買上価格の決定、罰則等の諸項目について定めている。

まず、供出義務者については地主・自作農・小作農・自作兼小作農および新韓公社というように、以前の収集規則にくらべ詳細になっている。地主の場合は小作人が地主にかわってその小作料を政府に供出すること、自作農では水田3反以上を耕作する者、小作農では水田5反以上を耕作する者は供出義務を負うこと、自作兼小作農の場合は小作地の5分の3を自作地として計算すること、新韓公社の小作人の場合は、耕作面積の大小にかかわらず小作料を供出しなければならず、契約した小作料が収穫高の3分の1に達しない場合は、その不足分を合わせて政府に供出しなければならないことなどが規定された。また、地主としての新韓公社は、その土地の所在地の長に当該土地の米穀収穫量および小作料を報告するように定められた。

つぎに収集量の割当てに関しては、各邑・面・市の長および府尹が、そこに組織される「米穀収集対策委員会」の意見を聞いて決定することになっているが、同対策委員会の構成および任務はつぎのとおりである。

まずその構成についてみると、地主・自作農・小



作農・大農場の代表、篤農家および地方事情に精通したものによって組織され、その定員は邑・面・市・府では15人以内、里(町・洞)では10人以内とされた。つぎにその任務として対策委員会はその所在地の長の諮問に応ずるほか、(1)米穀収穫量の調査、(2)各農家所要量の査定、(3)供出割当量の査定およびその他米穀収集上必要な事項を行なうという重要な役割をもっていた。

第3に、収集価格決定に際しては、一般物価水準と米穀生産費等を参酌すること、供出完了農家に対しては「奨励物資」を配給することを定めた。

最後に罰則の項では、供出を回避するために米穀を隠匿した者、あるいは供出を拒否した者に対しては、それらの米を没収し、6カ月以下の懲役または5万ウォン以下の罰金が課されるようになったほか、広範に懲役刑、罰金刑が導入された。

以上が法令の主要な内容である。ここにみられるとおり、その内容は以前の中央食糧行政処の規則と比較してみると、大きな相違をもっている。これは、1947年の夏穀収集(ここでは小麦・大麦)から、立法議院が法令を制定するようになったことによるもので、供出義務者を詳細に規定し、3反農家にまで供出義務を負わせることを明記したことや、懲役刑、罰金刑を導入するなど、以前の規則よりむしろ、南朝鮮農村の実情に則して供出制を強化したものとなっている。そのことは、新韓公社の小作人は耕作面積の大小を問わず供出しなければならず、小作料が軍政庁で定めた最高額である収穫高の3分の1に達しない時はそれを補って供出しなければならないこと、収穫量と小作料が地主から政府に報告されることなどにも現われている。

また、収集対策委員会が設置され、それは収穫量の調査や各農家所要量と供出割当ての査定など

重要な役割を果たす機関となっているが、その構成からみて小作人を中心とする広範な下層農民の不利なことは明白である。このような委員会に小作人の代表を参加させることによって、民主的なよそおいをとりながら、一方ではかれらに過重な負担を押しつけ、他方ではかれらの不満を抑圧することが可能となったのである。

## (2) 1947年産米の収集計画とその実施

1947年産米穀の収集を検討するまえに、同年の夏穀収集について簡単にみておこう。

中央食糧行政処は夏穀収集に先だって、「収集規則草案」を発表した。これに対し、立法議院は修正を求め、その要綱を内容とする「法律第2号」を公布した。

それによれば、(1)夏穀収集は収穫高の5分の1以下とすること、(2)割当ての公平を期すために里洞単位に査定委員会を設置すること、(3)収集方法は強圧的手段を用いてはならず、行政官だけが行なうこと、などを定めていた。

この法律によって収集規則が修正され、収集割当量は70万6500石に決定された。買上量は69万9246石で、割当量に対する買上げの達成率は99%におよんだ。過渡政府は農民の「愛国的協力」に訴えるという方法をとったが、夏穀の収穫高は前年よりさらに減収で(前年は496万3000石)371万4000石という凶作の中で、前年を上回る供出が行なわれたわけで、これは農民にとって大きな負担であったことはいうまでもない。

この夏穀収集は9月中にはほぼ終わり、10月にはいと、米穀の買上価格の決定や収集対策委員会の組織が相ついで発表された。収集計画は従来と同様の方式で作成されているが、その内容はつぎのとおりである。

### (1) 収穫予想高 1420万石

- (2) 農家消費需要量 814万2000石(農家人口1233万7000人, 1人1年6斗6升消費)
- (3) 種子用 42万6000石  
搗精損失 56万7000石  
自然減耗 26万石
- (4) 純農家剰余量 480万5000石
- (5) 非農家消費量 446万8000石(非農家人口876万人, 1人1年5斗1升消費)
- (6) 特別配給用 13万5000石
- (7) 消費量推定合計(5)+(6) 460万3000石

この計画では(3)において搗精損失と自然減耗が見込まれた点, および兼業農家という分類を廃止し, 農家・非農家の二つだけに単純化した点が, 前年度の計画と異なる点である。

問題は(4)において「純農家剰余量」として480万5000石を算出しているのに対し, 後には「生産と消費の実態に照らして」というあいまいな理由で, 供出割当量を515万6000石に決定したことで, これは計画が根拠のないものであったか, あるいは農民から「純剰余量」以上に供出させようとしたものであったかのいずれかであることを示している。

10月7日に決定された買上価格は粃1呎(54キログラム入)640ウォンと前年の1.1倍にとどまったのに対し, 総合卸売物価は同じ期間に2.0倍に達していたし, 肥料は1.7倍, 織物は2.0倍にも騰貴していた。

このように, 法律においても, また収集計画においても多くの問題をもつものであったが, この年の米穀収集はかなり急テンポに進み, 11月下旬割当量の23%, 12月28日には91%を突破と発表されており, 1948年2月末までに97.1%, 500万石余りを収集した。これは, 南朝鮮における総収穫高の35%以上に達する量である。

過渡政府が以前に比べれば短期間のうちにこれだけの米を収集しえたのは, 早場米を奨励して早期供出者には供出割当量の割引を行なったことにもよるであろうが, 先にみたようなきわめて低価格の買上げであったから, 米軍政庁が収集担当者に「米穀収集報償金」として18億ウォンを放出したこと, あるいは, アメリカ軍・警察・テロ団までも加わって「供出督励隊」が結成され, 「督励」が行なわれたことなどによる農民への圧力によって達成されたものと考えられる。

(注6) より詳しくは, 劉浩一,『現代朝鮮の歴史』, 三一書房, 1953年参照。

(注7) 「新韓公社」は1946年2月, 旧東洋拓殖株式会社の財産を中心として設立された軍政直営の会社で, その事業範囲は産業全般にわたっていた。その一部として小作を行なわせていたもので, この公社に関しては別途考察しなければならない。

(注8) 朝鮮中央通信社,『朝鮮中央年鑑』, 1949年版, 188ページ。

(注9) マーク・ゲイン, 井本威夫訳,『ニッポン日記』, 下, 筑摩書房, 昭和26年, 154ページ。

(注10) 前掲『朝鮮経済年報』, 1948年版, I-243ページ。

(注11) 1945年8月には米の買上価格はなかったがここでは次のように計算した。1945年8月の米の卸売価格を100とすると, 同年10月には68.7に低下した。この時軍政庁は粃54キログラムを32ウォンで購入する決定を行なったが, これを米の卸売価格指数によって8月価格に換算すると40.6ウォンとなる。この40.6ウォンを1945年8月の買上価格と仮定し, 1946年10月の買上価格指数を算出する。

(注12) 前掲『現代朝鮮の歴史』参照。

## おわりに

以上において, 1945年産の米穀から, 1947年産米穀までにわたって, 米軍政庁と南朝鮮過渡政府が実施した穀物供出制を検討してきた。

この中で, (1) 農民から低価格で多量の穀物を供



出させた（もちろん失敗もあった）、(2)下層農民に過重な負担がかかるしくみになっていた、(3)供出を達成するために「アメとムチ」が露骨に使われたなどの諸点を、いずれの場合にもみられる共通点として指摘することができる。

朝鮮が長い間、日本資本主義の一環としてその中に組み込まれていたことは、解放後の朝鮮経済に多くの困難な問題を課すことになったし、南北分割占領は、それらの問題をいっそう困難なものにした。ここで検討した南朝鮮農民に対する割当供出制は、このような困難の中にあつた南朝鮮農業の再生産を、ますますむづかしくするものであつたことを、ある程度具体的に明らかにすることができたと思う。

最初にふれたとおり、この時期には人口の急激な増加もあり、食糧は不足していたから、その輸入は行なわれなければならないことであつた。問題は、農業の再生産を困難にするような割当供出制を実施しながら、その上に立って食糧輸入を行

なっていることにあり、この供出制が、解放後の南朝鮮農業における耕地面積の減少、収穫高の減少などをもたらした一つの大きな原因となっていると云つてよいであろう。

もちろん、農業の再生産という問題では、ここで取り上げたような農民の生産物がどのような条件で実現されたかといった側面から検討しただけでは、不十分なことは当然であるが、ここで取り上げた限りにおいても、割当供出制が農民の各階層にどのような影響を与えたかという問題では、農村の末端段階における供出の実態がつかめなため十分に解明することができなかつたし、生産価格と買上価格の関係についても、まだ問題は残されている。さらに、解放後1947年11月末までの間に輸入された58万7000余トンの食糧と国内農業との関連についても、より具体的な分析が必要であると思う。

(調査研究部東アジア調査室)

## ◇ ア ジ ア を 見 る 眼 ◇

ア ジ ア を 見 る 眼	アジア経済研究所 名誉 所 長	東 畑 精 一 著	[近 刊]
タ イ の 日 本 企 業	大蔵省官房調査課 アジア経済研究所	山 村 勝 郎 著 田 中 忠 治	[¥ 200]
ア ジ ア の 中 小 工 業	大 阪 市 立 大 学 経 済 研 究 所 長	狭 間 源 三 編 著	[¥ 200]
イ ン ド ネ シ ア	大和銀行支店副長 アジア経済研究所	久 米 孝 彦 著 岸 幸 一 監 修	[¥ 200]
イ ン ド の 経 営 者	アジア経済研究所	田 部 昇 著	[¥ 250]
タ イ 農 業 の 真 実	日本貿易振興会 理	長 谷 川 善 彦 著	[¥ 250]
メ ソ ポ タ ミ ア の 土 — イ ラ ク 農 業 研 究 序 説 —	アジア経済研究所	糸 賀 昌 昭 著	[¥ 250]
パ ン パ の 発 展 と 停 滞 — アルゼンチン経済をどう見るか —	狭 瀬 税 務 署 長	篠 沢 恭 助 著	[¥ 300]
ア ジ ア 開 発 の 基 盤 を 築 く — 海 外 コ ン サ ル タ ン ト —	日本コンサルティ ン グ 協 会	久 保 田 豊 著 山 口 仁 秋	[¥ 280]
毛 沢 東 の 国 — 現 代 中 国 の 基 礎 知 識 —		ア ジ ア 経 済 出 版 会 編	[¥ 330]
ア ジ ア の エ ネ ル ギ ー	経 済 企 画 庁 経 済 研 究 所 長	林 雄 二 郎 著	[¥ 250]
オ ー ス ト ラ リ ア の 経 済	大蔵省重工業局	岩 崎 八 雄 著	[¥ 280]

アジア経済研究所刊行・アジア経済出版会発売